

○山内座長 特別委員会、どうもお疲れさまでした。それでは、10分おくれましたけれども、第6回の議会制度研究会を開催させていただきます。

それでは、1 検討分類における「議会運営」についてを議題といたします。

資料1「議会制度に関する検討項目一覧」をごらんください。一番左側の列の分類の上から2つ目に議会運営がございます。本日は、こちらの分類内の会派構成から見た発言時間の見直しから夜間、休日議会の試行実施まで、5つの項目について協議していきたいと思っております。今回は項目が5つと多いので、時間の都合上、先ほどもお話ししましたが、1つの項目当たり20分ぐらいを割いて進行していきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

まず、会派構成から見た発言時間の見直しから協議を始めます。

それでは、提案内容の趣旨を、自民新からご説明をお願いいたします。

○下山委員 私たち自民新ということで、今回、議会運営ということで提案させていただいたんですけれども、私たち、現在は16名ということで1つの会派を運営しているわけですが、特に意見開陳の時間についてです。私たちの場合は16人の中でも10分間でまとめるということで意見として述べているわけなんです、端的に言えば、こういった件については、1人会派というか、単独の会派の方であってもやはり10分間ということで、こういった点についての考え方を皆さんに1度検討していただきたいということでございます。

それからあと1つ、時間というか、そういったことのもとして1つの考え方なんです、今回は、きょうの議題からは外れてしまいますので余り申し上げることはできないんですけれども、できればそういった点からも会派というものの考え方を皆さんにも1度検討していただいて、時間について、端的に言うと、意見開陳の時間が一番端的なんです。あと予算特別委員会についても、最後のところでそういう問題が、いろいろ課題があるわけですので、今回提案させていただいたところです。よろしくをお願いいたします。

○山内座長 ただいまの提案に対して、それぞれの会派であらかじめお話ししてきていただいていると思いますが、何かご意見がありましたら。

○高橋委員 今、自民新さんからの話は時間という、特に意見開陳の時間が1人であろうと16人であろうと10分間しかないというのが1つと、もう1つは、会派というもののあり方をやはりもう1回考えなきゃいけないんじゃないかということだと思っております、それ

でいいんですよね。

○下山委員　そうです。

○高橋委員　世田谷区議会ですと今の方式をとってきていることも事実だとは思いますが、すけれども、私たちの考えというのは、その下にある議会基本条例というところにどうしても入って行ってしまいます。要は議会のあり方というのが、実際に区政を動かしていくためには、行政側と議会側ときちっと両輪でなければいけないわけですし、そういう意味では議会の権能というのをきちっと定めていく必要があると思っていますね。そういう意味で、議会というのはどういう形が一番いいのか、会派のあり方も含めてどういうことが必要なのかということの、やっぱり議会基本条例という大きな大まかな話の中に入れてしまうんじゃないかなという気がするんですね。その議会基本条例を研究していく中で、そういった会派のあり方と、50人、1人1人の公平さとどういうバランスが一番いいのかということ、これは検討すべきなんじゃないかなと思っていまして、何を見直したらいいかということもその中からあぶり出さなきゃいけないんじゃないかなと思っているのが今の現状なんです。意見にならないですね。

○大庭委員　何を言っているかわからない。

○高橋委員　何を言っているかわからない……。

○大庭委員　要するに議会基本条例をやりたいということだけはわかっている。

○高橋委員　わかりましたか、わかっていたらいいんです。

○羽田委員　そこで議論をする、よくわかっています。

○山口委員　もっと端的に言っちゃえば、項目名でここに意見開陳を出してきたというのは、1人当たりの質疑時間というのを8分でやっているわけじゃないですか。その考え方からいけば、意見開陳にしたって、我々は16人いるわけだから、幾つになるのかわからないけれども、本当に公平にやるということであれば、ある程度意見開陳に対しても1人当たりの時間という、そういう考え方もありなんじゃないかなということで、ここに打ち出しているわけです。直接基本条例にまたでっかくいく部分もあるのかもしれないですけども。

○あべ委員　私は1人会派ということで、この議題には1人会派は大変影響を受ける内容でありますので、それぞれ1人会派の方からもご意見を伺ってまいりましたけれども、現状で、例えば意見開陳というお話でございますから、意見開陳をそれぞれの1人会派にしる、大人数の会派にしる、議案なり条例案なり、委員会等々のことで意見を述べるという

時間が今、現状では10分という制限の中でやっているわけですが、これをこれ以下にするというふうになってしまうとなかなか難しいのかなという意見でございました。

ただ、会派によってその人数が1人会派と比べれば人数が多いということでもありますから、例えば意見開陳の時間を1人会派が10分であれば、10何人いるところは何割増しというか、何分ふえるのかわかりませんが、それに応じて時間をふやすということに関しては特に異議はないんですね。ただ、今与えられている10分というのを我々が減らされることに関しては、我々の主張を10分以下の内容の中で、区民の皆さん、また議会の中でわかりやすく我々が説明するのは技術的に大変難しいということでございまして、最低限10分、それであとそれぞれの会派の人数等に応じて時間をふやすことに関しては構わないんじゃないかなということでございます。

だから、例えば1人10分なんだから、16人いるんだから、160分やりたいということであれば、それはそれでもうオーケー、ぜひそうしていただきたいということでもあります。ただ、1人の今与えられている権利を縮小するという点に関してはちょっと賛同できない。皆さんが人数分の主張をされるというのであれば、1人頭10分で160分でも何分でもやっていただければいいのかなということでございます。

それと、会派という話でございましたけれども、元来、現状でも世田谷区議会は会派制をとっているわけでもあります。いろいろ地方議会の改革等の中で、会派ではなくて、1人1人の議員個人としての主張ということも必要でありますし、そもそも選挙では会派制で当選をしてくれているわけではありませんし、政党の公認とかそういうことをもとに立候補されているということではありますけれども、実際、実質上はそれぞれ個人の名前を書いていただいて当選してくれているということでもあります。その当選後の会派運営について、有権者がそれを配慮しながら投票しているということではありませんで、その投票行動においての会派制ということ想定しながら投票している方はほとんどいらっしゃらない中で、事実上は議会の中で会派制をとって運営していることに多少の違和感を感じている区民もいらっしゃるという現状の中で、今後の会派制のあり方、議会でのそれぞれの議員の権能に合わせた議会運営のあり方等も含めて、今後検討していただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

○羽田委員 議会基本条例の議論でしっかりやるべきだというのは、私も高橋委員と同じ意見なんですね、そこは一致しています。それはもう繰り返しになるかと思っておりますけれども、議会とか議員の役割から、そういうことを含めてしっかり考えていくことを前提にし

なければならないと。

それから、そもそも会派制が何で組まれてきているかということはしっかり考えておかないと、議員1人1人が発言したり意見を言ったりするのは当然なんですけれども、それはそれで日本の政治というのは政党別で来ているのも事実なんです。それは区議会といえども、現状はまだまだ尊重されなくてはならないだろうと。

それともう1つは、多様な意見、いろんな意見がやっぱりあるわけですよ。それをどう保障するのかということがあるわけです。だから、先ほど減らすのには反対だと言っていましたけれども、人数が少ないから時間は短くていいのか、人数が多いから時間を多くするのかというのは、それはちょっと微妙なところなんじゃないかなと私は思っているんですね。つまり、意見開陳というのは、ある意味ではまとまった意見ですよ。最終的なまとめた意見といいますか、議員が1人1人地域でつかんで、それを質問にするというのは別な時間でやっているわけですから、最終的に会派として意見を取りまとめるということの作業をやっているはずなんです。ですから、それは人数が多くても少なくても同じ作業をやって、最終的には10分で取りまとめてきたというのが今までの議会だったわけです。ですから、1人は1人だけで自分の意見だけまとめればいいんだからいいじゃないかということにもならないんじゃないですかということなんです。だから、1人でも1人会派というのか、非交渉会派というのかあれですけども、それはそれで世田谷区議会が認めてきたことに意味があると私は思っているんですよ。そういう少数派の意見も議会はちゃんと取り入れるぞという姿勢が、これはいろんなところで、これまでも議研なんかでも議論になりましたけれども、たとえ少数であろうが、それはちゃんと尊重しようというのは、世田谷区議会は大したもんだというか、そういうふうに私どもは受けとめてきているわけです。

だから、あべ委員は10分維持されればいいじゃないかと言ったけれども、私はそうは思わないんですね。そうじゃなくて、わざわざこの10分、会派1つ当たり10分というのを動かす必要はないのではないかと。仮に10分じゃ足りないというんだったら、全体を長くするとか、そういうことも考えられるのではないかとということです。

○あべ委員 今羽田委員が言われた内容に直接的に反対したり異を唱えるつもりはないんですけれども、ただ、今お話しいただいた導入の部分で、議会が政党であったり、そういうことで会派主義をとってきているという部分に関しては、私とちょっと認識が違うので、私の意見を述べさせていただきたいんです。

確かに国会は政党政治を今行っているわけですから、政党によってそれぞれ会派を組むということが現状でされていると。ただ、地方議会においては、皆さん、いつも地方議会の市議会議長会の冊子か何か来るやつを見れば、地方議会の中で一番多い政党というか、そのポジションというのは無所属が一番多いんです。政党別で言うと、今、全国で一番議席が多いのは、公明党さんが多い。その次が自民党さんということで、それぞれの議会での事情というものはあるでしょうけれども、全体的なもので見ると、全国の地方議員の占める割合というものは無所属が一番多くて、また次の政党がそれぞれ続くという状況でありますから、政党主義でそうなっているから会派主義というふうにはならないと私は思っております、あと、その問題と会派主義という問題は、またこれは別個に考えなくちゃならない問題かなと思っております。個別の問題ですね。

今まで世田谷区議会の中でいろいろな紆余曲折を経ながら現状の議会運営をされているということには、先達の皆さんに敬意を払いながら、今後、よりよい議会運営に向かってどういう方法がいいのかということを実情に話し合う場ということで私も臨んでおりますので、それなりの主張をさせていただきながら臨んでいるわけでありまして、それぞれの会派の皆さんが時間的な問題で、いや、それはちょっと不公平だろうということがあれば、それを是正することは何ら差し支えはないと思います。

その上で、我々は自分たちの現状としてはそれ以下にされるのは大変厳しいということなものですから、あとは皆さんで話し合っていて、我々の与えられているものに関しては現状の維持をしていただければ、あとは多い方が160分だろうが何10分だろうが話していただくのは、それは今後の議会の皆さんの向学心のためにもいろんな主張を聞くことはいいことでありまして、制限をするということは別に伝統でもないし、我々が逆に少なくなっていく問題だと思っております。

○大庭委員 時間の関係もあるので、私の感じ方を述べさせていただきます。当然1人会派の問題というのが出てくるわけで、長々とは言いませんが、とにかく現状ではどうか、現状も含めてだけれども、1人会派の時間の10分を削るという方向は、それはなかなか難しいだろうとは思いますが、もちろん議論で、議論したいんだということはあるかもしれないけれども、ただ、今までの流れをずっと見てみますと、1人会派の時間の10分を削る方向で行くのは難しいだろうと僕は思いますし、僕は削るべきじゃないと当然思います。

だとすると、公平性を担保するということからすると、1人会派以外の時間をどういう

ふうに見るかということだと思っんですよ。これは会派とは何かという問題と絡みますけれども、1人会派が1人10分ということだとして、じゃ、16人いるから160分かという、それはまた違うんじゃないかという形です。それは会派というのは考え方を一にしている、ある意味で考え方を要約しているわけであって、もし160分使うということであれば、理屈からすると、もう全員1人会派になったほうが早いんじゃないかということにもなるので、それは会派とは何かということにもなるんだと思っんです。

ですから、その1人会派の10分というのは、例えが変ですけども、1つの家に例えれば、玄関があつて、おふろがあつて、トイレがあつて、リビングがあつてという最低限のセットというのがあるじゃないですか。そのセットでもって1つの10分という時間であつて、だから、16人家族だからといって、トイレも16個だとか、おふろも16個必要とかということにはならないはずですから、その意味ではそんなに時間は比例するわけではないだろうと思っ。でも、最低限の基本的な生活を営むための家のあり方というものを考えると、10分というのは、今までの経緯で多くも少なくもない。よくわからないけれども、適切な時間として、それほど意見を言えないような時間でもないし、今まで全員が10分ぎりぎりまでということでもなかったし、そこそこ8分とか、9分とか、早い場合は5分とか6分とか、自分の経験も含めてですが、10分というのでは大体意見を言える話とすれば、妥当な範囲だったかなと思っるので、それをこれ以上削るとなると、家でいくと、トイレをもうなくせとか、おふろを外せみたいな話にもなってくると、それはやっぱりちょっと生活しづらい、議員としての生活がしづらいかと思っんです。だから、大人数の大家族のところの家のつくりをどういふふうにするのかという問題じゃないか、そっちの方向で議論をしたほうが早いんじゃないかなと僕は個人的には思っますよ。

○桜井委員 私も高橋委員のおっしゃつた意見に賛成なんですけど、今聞いていても、どういふ議会をつくるために会派制をしくのかとか、議員1人1人がこの議会に送られてきたことの意義をどう發揮するのかということがまずなければ、この発言時間に対する考え方というのがまとまっていかないと思っんです。うちからも提案させていただいている定例会ごとの意見開陳というのにもつながりますけれども、意見をどうやって表明していくのか、それを区政に反映するよなものにしていくのかということから、なぜそれが必要なのかということのまず共通認識を持って、それから会派とは何か、じゃ、発言時間はどういふのかということなんだと思っんですね、順番が。

10分が少ないとか多いとか、人数に応じてどうのこうのということは、申しわけないけ

れども、私は今ここで話すにはベースができていないと思いますので、前回のときにも幾人かから意見が出ていたと思いますけれども、もうちょっと議会のあり方というところを話し合う時間を持たないと、大切な問題を時間をいじることだけになってしまうので、私は高橋委員の意見にも羽田委員の意見にも賛成なんですが、議論の方向性を少し変えたほうがいいんじゃないかと思います。

○山内座長 ちょっと中里委員に。

○中里委員 これまでも発言時間にかかわる議論というのはいろいろあったと思うんですけども、いろんな場面での話があったと思うんですが、我々がその中で言ってきたのは、少数会派にきちんと配慮することだとか、必要なことがきちんと発言できる時間を確保することだとか、発言を短くして制限していくことについては大体反対をするような立場でやってきました。会派の中で十分な議論もしていないので、余り軽々なことは言えないんですけども、あべ委員がおっしゃっていたように、1人会派の時間を削るというのはないだろう、それは全くそのとおりだと思います。これは最低限そこは確認したいなと私は思います。

では、大きい会派は延ばすのかどうかだとか、その辺については持ち帰ってもうちょっとよく議論をしたいと思っているんですけども、我々は会派のあり方というか、会派についてというのは、地方の議会と都市部の議会というのは様相が違っていると感じています。地方に行くと大体保守系無所属と言われるような議員の方がたくさんいて、だから、全国の地方議会で見ると自民党さんは相対的に少ないですけども、国政選挙なんかをやれば全然違うわけですから。

○山口委員 自民党って名乗らないんだよね。

○中里委員 その辺は自民党さんがどういう仕組みでやっているか、私はわかりませんが、あれですが、地方でいえば、政党じゃないだとか、みんなの合議でというのはあるのかもしれないですけども、都市部でいえば、非常に政党政治というのも浸透していますし、住民の中のさまざまな意見がそういう形であらわれてきていると思うんです。

この世田谷区議会の選挙を見ても、我々は共産党を名乗って選挙をやるわけですし、自民党さんも公明党さんもその政党を掲げて選挙をやっているわけですね。そういうところからいって、地方とはまた違くと。その中で、区民の中にある対立する意見であるとか、いろんな意見が議会の中であらわれてきているとも思います。会派というのは、そういった中で同じ意見の人たちが集まっているわけですから、その集まりで1つの意見をまとめ

ていくという従来のやり方は非常に理にかなっていると思うんですね。人数が多いから10分で集約できないとか、そういう話になるのかどうか。今後はよく議論が必要だとは思いますが、私はあえて今のやり方を変える必要はないと思っています。

○下山委員 結局、私たちの考え方の中の1つは、1人の会派という定義づけが今、世田谷区議会の場合はされているわけですね。ところが、基本的には4人が1つの会派というのがあって、それが3で運営されたりということは今まであったわけですが、例えば1人の方であれば、本会議に出た場合、その方がちょっと退室している間では、もうだれも会派としては聞いていないわけですよ。また、特別委員会、それから常任委員会にしても、最低4人いれば、今の状況であれば、だれかしらが傍聴に入ったりとか聞けるわけですが、1人の場合というのは、本当に自分お1人なわけですから、自分が発言しているときには、その発言に対して聞く人がいないというのが現状ですよ。自分の会派として確認する作業というか、そういう状況がないわけで、それでも会派でいいのかなというのが、私たちの全体的話し合いの中で、私たちの会派としてそういう議論をするのが1つの基本かなという提案がありまして、こういうふうになってきているということです。

○大庭委員 それでどうしたいの。

○山内座長 中村委員は今発言がないんだけど、時間が大分経過していますので、ひとつ。

○中村委員 この間、僕は予算で意見開陳を担当したんですけど、僕は3分ぐらいでやめているんですよ。別に数が減ったからわざわざ抑えたわけではなく、僕のとらえ方ですけど、会派のとらえ方でもありますが、意見開陳は、賛成の意見だったり、反対の意見を述べる場だと思っています。だから、多分集約をして議論があって、結果として、我々は3分でまとめてお話をさせてもらったという話なんですけれども、同じ質問的なことを再度あそこでアピールされているみたいなことも結構見るものですから、僕はそれは違和感を感じていて、ああいう形にさせていただいたんです。

だから、意見開陳自体は、予算全体に対する意見というよりは、多分それを通して審議しているわけですから、賛否に対する意見だということの意識を持てば、そんなに時間制約というのは関係ないんじゃないかなと僕は感じていますということです。本当を言うと、個人的にはもっと短くなるんじゃないかなと思っています。本会議場において同じ話をまた聞いているなというのが一番感じることですね。ちょっと論点と外れるかもしれない

ですけれども、意見開陳、そもそもの趣旨というのがもうちょっと落とし込まれると、この発言時間の部分、意見開陳に関する部分というのも何か動くのかなと感じます。

○山内座長 一通り各会派、個人でまだお話しなさっていない方はいらっしゃるかと思いますが、一応20分過ぎましたので、申しわけないんですけども、話をされていて、今出てきた内容でかなり言い足りないところもあると思いますが、再度また協議したいと思いますので、事務局では、研究会に参加されていない会派にもきょうの様子をお話しいただいて、ご意見をいただけてください。各会派とも次回の協議で妥協点が見出せるかどうかというのは、これは非常に疑問だけれども、出たことを皆さんでもう1度話し合ってくださいれば幸いかと思います。

次に、文書質問制度の導入についての協議に入ります。

それでは、生ネ社が提案者なので、羽田委員。

○羽田委員 これは前期のときから言われていることだと思うんですね。ここに無党派と書いてありますけれども、木下さんがかなり強調していた中身ではあると思うんです。国会等で行われている、これは先ほどの代表質問がないとか、あるいは時間が短いとか、そういうことも含んでいるということなんです、1人の議員の質問制度を保障するという中身、それから、文書で質問をすることで、また文書で戻すという、そういうことを含んだ内容だと考えています。ということから、この文書質問制度の導入と。これは一般的に言うと、議会にかかわらずということですよ、そういうことで考えていると。

○大庭委員 基本的には、これについて別にいいなと思っているんですけども、ただ、文書質問の制度はどういうものかというのを皆さん統一して思っているのか、ちょっと違ったイメージで持っているのか。今、羽田委員が言われたのは、本会議中に限らずということとか、限るとかということによってもちょっと形態が変わってくるので、その辺のイメージ統一をしないと、議論していてもちょっとどうかなと思います。

○山内座長 わかりました。国とかその他の状況があると思うんですが、事務局で今把握しているところがあれば説明していただいて、次回につなげたいと思います。

○星区議会事務局次長 まず、国のお話で1つ押さえているのでは、国会法の中に文書質問の規定を設けているということです。この規定の中には、議員が内閣に質問しようとするときは、議長の承認が必要で、簡単な趣意書をつくり、議長に提出する。提出を受けた議長は、趣意書を関係の内閣府に送る、内閣府は各省庁に趣意書を送り、それに対して、7日以内に回答を戻す、大きくはこのようなやり方をしているそうです。これについて

は、会期中なのか、閉会中も行っているのか、そこまで確認はとれませんが、基本的にはそのように、文書質問という制度を法律上、国会法で認めて実施しています。

都議会にも文書質問があります。都議会は会議規則で明文化しています。都議会は会期中についてのみ文書質問ができるということです。運用としては、会期中に質問をしなかった議員が会期中に質問できる、そのような流れになっているそうです。文書質問したもののについては、最終的には議事録、世田谷区議会と言う会議録に掲載されるということです。

あとは、23区の中でも3区で実施しています。いくつかの区に聞いてみたのですが、実績がほとんどないそうです。新宿区、中野区につきましては、会期中であったと思いますが、質問をすることができる。ただし、基本的には一般質問で口頭質問をした人については、できるだけ文書質問は行わない、そういう申し合わせ的なことも実施しているようなことは確認しています。ただ、各区とも実績がないので、そのあたりの中身については余り確認がとれていない部分もございます。

○あべ委員 今の説明に質問したいんだけど、ということは、文書でこういうことについてちょっと質問したいというのは、文書で回答が返ってくるわけですね。それに関しては議会内で、例えば本会議だとかなんとかかんとかで、こういう質問があつて、こういう回答があつたという報告をする場はないということですね。

○星区議会事務局次長 基本的には文書質問に対して文書で答弁します。それを本会議中にどこかで披瀝するやり方をとっているかどうかまでは確認できていませんけれども、基本的には各議員に答弁書を送付する、もしくは会議録に掲載することによって、各議員に周知したという流れになるのではないかと思います。

○高橋委員 ということは、都議会なんかの制度というのは、要は質問できない人が、聞きたいことがあるんだけど、質問できないからということで、質問を補完する意味になっているわけですね。となると、世田谷区議会の場合は大体みんな質問をするわけですよ。質問できない人って、そっちのほうが少ないわけですが、都議会の場合は質問できる人のほうが少ないということですか。（「そうそう」「そうそう、全然少ない」と呼ぶ者あり）全然少ないの。

○星区議会事務局次長 都議会議員のうち、会期中に何人、どのような方が質問するかまでは把握していないので、どちらが多いとか少ないとかという情報までは、事務局としては把握していません。

○高久委員 続けてご質問ですが、東京都議会の場合は、例えば会期中、文書質問オーケーだということであれば、同じ人が会期中、毎日のように質問を出すということも物理的には可能なんですか。毎日のように通告を……。

○中里委員 複数出せるかということ。

○高久委員 複数出すとかというのは。

○星区議会事務局次長 制度的なことは調べていますが、例えば今の質問のように1人何問までできるかなどの、具体的な詳細部分までは確認していません。

○大庭委員 都議会の文書質問の下書きを書いた経験で、たしか1人会派の場合というのは、その当時ですけれども、1年間で壇上での質問、一般質問の時間が年間で13分か12分なんですよ。ですから、定例会の1回しか使えない。ですから、ほかの3定例会のときには文書質問をぶつけるという形で、文書質問というのは、たしか請願みたいな形なんですよ。本会議の中で議長が何々君以下何名の文書質問を許可しますみたいな宣言をして、それで、どこかでその何々君以下、前回何々の質問についての答弁を認めますみたいなことを本会議場で議長が認可するのか、認めるのか、宣言するような形で、請願文書のあれと同じような形で、一応本会議場で何か宣言みたいなものを1回やるんですよ。たしかそんな記憶だったんです。

○星区議会事務局次長 東京都の会議規則の中に、議長は質問趣意書及び答弁書を各議員に配付するというにはなっています。その手法がどのような手法で行っているかまでは確認していませんが、何らかの形で各議員には配付される、そのような形だと思います。

○大庭委員 その意味からすると、東京都議会議員は126人いるから、結局世田谷の倍以上いるわけですよ。だから、とても時間もあれだから、その補完ということになるんだろうけれども、高橋委員が言われたように、うちの議会の場合、全員が大体ほぼ一般質問まではできるということからすると、急病とか何かそういう場合の保障としてはあり得るかもしれないですが、その補完という意味からすれば、通常としてはどうなんだろうね。

○羽田委員 それはそういうふうにもとらえることはできるんですね。ただ、これは全体、議会基本条例もそうですけれども、要するに議会の活性化とか、あるいは区民から見えるというか、いろんなことをやっているなということを含めて制度化しようということもあると思うんです。もっと言えば、議員の活動自体がもっともっと活発化するという

か、ふだん、もちろん口頭ではやりとりをやってはいますが、それを正式なものにして出すというのも1つあるんじゃないかなということなんですね。それは言えると思います。

○大庭委員 だから、補完的に考えるのか、それとも補完じゃなくて、今まで以上に活動の場を広げるということでやるのか、それをどっちかに絞って欲しくない。

○羽田委員 両面あるんじゃないの。

○大庭委員 両面なの。

○星区議会事務局次長 江東区は、今大庭委員が言ったような中身になっています。質問通告はやむを得ない理由で一般質問ができない場合であって、かつ幹事長会及び議会運営委員会において了承された場合は文書質問にかえることができるという取り決めをしているようです。

○山内座長 ここは、例えば1人会派というものがなかったようなときにはそういうあれはあるけれども、その辺、よく調べてみなきゃわかりませんが、多分議会そのもののシステムが少し違っていると思うので。

○大庭委員 ただ、ちょっと弱点みたいなことを考えると、要するに本会議場主義だから、本会議場とか委員会の中で、先ほど会派の役割として何人以上とかという意味の中で、要するに議論がみんな見えているという話ですよ。だから、議論が見えながらやっているんだけど、文書質問になると、もちろん読まなくちゃいけないかもしれないんですが、どういう質問が今出ている、どういう回答が出ているのかというのがわからないまま、今度は壇上での質問みたいなのをやっている。その辺の区の見解が、いつその見解に立ったのかというのが問題になるじゃないですか。例えば9月に見解を示したのか、いや、8月に文書質問でもう既に出ていたとか、出るのが1週間か1カ月かおくれるとか、その辺の誤差とかそういう問題はどうか調整したらいいのかなというのはちょっとありますよね。だから、一般質問では自分が最初に質問したんだけど、実は文書質問で同じ質問がもう出ていたとか、そういうのはどうなのとか何かあったり、それはどうなのかな。いいです。僕はやってもいいと思いますよ。ただ、やっていく中で、どっちが先に質問したとか、どっちの答えが最初なのかとか、いろいろ問題も出てくるのかなと思ったりもしたんですが、僕はやりながら考えればいいと思います。

○あべ委員 先ほどからもう皆さん言われているように、一般質問にしても、我々の世田谷区議会の場合には、各議員が質問を妨げられている状況ではないですよ。やろうと思

えばできる。そうすると、一般質問の中で質問すればいい内容を、また違えて文書質問を出さなければならない状況が生まれるのかどうかと今ちょっと考えてしまったんです。逆に言うと、例えば一般質問の10分というのは取り決められていて、その10分の中で一般質問をしましょうということがあるわけですよ。そうすると、人によっては文書質問でまた違う質問を幾つも出しましたということで、認めてもらうのかどうかはあれですけども、決められている時間以上に、1人の人が質問を幾つもしてしまう状況が生まれてくることになるんですよ、そういうことなんですか。

○星区議会事務局次長 例えば文書質問を導入する際に、どのような形で導入していくのか、どのような運用をしていくかなどは、世田谷区議会としての議論の中で決めていくことだと思います。

○中里委員 今出ているように、一般質問は世田谷区議会ではそれなりに保障されているということだから、補完の意味だけでの文書質問ということは余り意味がなくて、やはり議論を活性化させる、議員としての活動の幅を広げるためのものとして見ていくのがここでの議論では大事。やるとすれば、そういう方向で考えていくものなのかなと今議論を聞いていて思いました。

○あべ委員 例えば、皆さん条件が一緒だということであれば、一般質問だ、代表質問だというのが終わった後に、再質問は議場でできるけれども、そのほかの内容を質問できなかったときに、その補完的に文書質問をすとかというのなら僕はよくわかるんだけど、一般質問だとか代表質問だとかというのと同列で文書質問があるということになると、それはどういう質問の選択をしてというのは、じゃ、これはいいや、文書質問です。から、一般質問のほうではこの問題をやって、文書質問でこれはやろうという話になっちゃうと、人によってはたくさんの時間を使ったりとかというふうに逆に不公平感が出ちゃうような気がするんです。だから、その辺は運用の問題が出てくると思います。

○高久委員 人だと思う。一般質問とか、また予算特別委員会の質疑で足りるという人もいるかもしれませんが、また、もうそんなのじゃ全然足りなくて、本当に文書質問制度を最大限活用して質問をしていきたいという人も中には多分いると思う。その辺を補完的にするのか、質問する機会を拡大していくのか、どういうふうにするのかという議論がかみ合わない、その方向性というのはちょっと見えてこないのかなと思うので、その辺をもうちょっといろいろ考えていかないと、これは何とも言える結論は出ないかなと思います。

○大庭委員 議論を聞きながら思ったんだけど、活性化ということだったら、むしろ一般質問の回数なり、そっちのほうをふやしたほうが、要するに、都議会の場合だと、質問できない定例会があると。そういう人たちを補完するということからできたんだとすれば、それは何となくわかる気がするわけです。でも、世田谷は一応全員保障されているということで、次のステージでさらに活発化ということだったら、その文書質問というやり方よりかは生の時間の回数を多くすると。最初の初日3日間と最終日もう1回補充の質問みたいなのを一般質問でやることができるようにするとか、何かそういうほうがまだ活発化のほうかなと、いろいろ聞いているうちに思いました。

○中里委員 全員ができるというふうにあるんですけども、うちの会派の実態としては、基本的に代表質問を20分という形にしているので、質問できない人が1人出るんですよ。

○大庭委員 うちなんかもそうだよ。

○中里委員 そうですよ。

○中村委員 うちも一緒です。

○中里委員 大会派の場合は、さらに30分、40分とやると、その分質問できない人が実質出ているので補完する。我々も順繰りでお休みという形になるんですけども、それでも質問したい場合に質問できるということではありかなと思います。

○あべ委員 それは提案者の意図と全くずれちゃうんだよ、そんなはずじゃなかったって。

○羽田委員 申しわけない、ありがとうございます。

○山口委員 では、うちはちょっと意見を言っていないので、うちは目に見える質問は明るい一般質問で、目に見えるライブがやっぱり基本ですから、今のところこんな現状で、1人が毎回質問できる時間があるわけですから、うちは必要ないと思います。

○大庭委員 冒頭も言ったけれども、例えば健康上の問題だとか、障害があるとか、障害が出てきたとか、そういう場合は臨時的に、最低限こういうものを可能にしたほうがいいという意味。それは、たまたま声が出せなくなったとかそういうときも4年間の中ではあるじゃないですか。そういうのだったら、最低限はこういう形も1つ予備として考えておいてもいいかなという感じはちょっとしますけれども、それ以上の議論は別として。

○山内座長 提案者側から何かある。

○羽田委員 いや、もう大体言い尽くしましたけれども、これは全体なんですよね。だか

ら、これだけとっちゃうと必要はあるかないかみたいな話になるんですけども、議会そのものを本当に活性化していくみたいなのところで考えていった場合に、今言われたことも含めてですが、病気をしたとかそういうのを含めて考えれば、議員の活動を保障するみたいなことにもなっていくわけですよ。

あと、国会なんかで言うと、質問趣意書というのは多分日常的に認めているんじゃないかな、そうですね。要するに会期中じゃないときに出して、何か陳情があるかどうかというのは別ですけども、例えばこういうのを質問してほしいみたいなことを議員が取り上げて、それを会期中じゃないときに質問しているみたいな、だから、それは文書でちゃんと残すわけじゃないですか。単に我々がふだん課長なりと話して、そこで口頭で聞いて、それで終わりということじゃなくて、そういうことの意味もあるのではないかなと私は思っているんです。だから、幅はいろいろあると思うんですよ。会期中に認めるかどうかとか、あと一般質問をやった人はやれないとか、それは取り決めだとかはいろいろあると思うんですけども、ただ、もう少し考えていただいたほうがいいかなと。

○山内座長 大体時間が来たので、悪いね。私、この問題について方向性はある程度決まってきたような感じがするけれども、あえてここでまとめないで、またどこかで話し合える時間をとったほうがいいんじゃないかなと思うので、次に行きたいと思います。申しわけない。

また1人会派の人にも事務局のほうでは意見を聞いてください。それで、次回見出せるようにというより、これは議会全体のことにかかわってくるので、また話をやったほうが良いと私は思いますので、この辺で閉めておきます。

次に、定例会ごとの意見開陳についての協議に入ります。

それでは、提案内容の趣旨を生ネ社のほうからお願いいたします。

○桜井委員 これは今1定、3定では意見開陳というのを制度としてやっていますけれども、都議会とかでは各定例会ごとに意見開陳をやっていて、それぞれの定例会で議案とかはかかりますが、その定例会での会派の意見をまとめて表明するということです。だから、態度を明らかにしながら次の定例会に進んでいくということで、先ほど羽田委員も言いましたけれども、議会の活性化ということも含めて、定例会ごとに意見を表明していくことを保障していく必要があるんじゃないかと思って提案しました。

○山内座長 ただいまの意見に対して何か。

○中村委員 さっき、僕は開陳の話もしたんですけども、これは何に対する意見の開陳

になっていくんですか。これは議案ですか、各議案が出てきたら……。

○桜井委員 議案です。

○中村委員 議案が全くかからない定例会はないんですって。

○桜井委員 定例会で議案はかかります。

○中村委員 1個はかかりますか。じゃ、今度それに対して、必ず会派のあれということですね。

○桜井委員 意見を言う。

○大庭委員 そういうことなの。つまり、委員長報告はなしみたいな形でいいということなの。委員会での意見を言って、さらにそれに各会派が意見をまた述べる、そういうことなの。

○桜井委員 決算特別委員会や予算特別委員会も委員長報告などがありますけれども、それぞれの会派の意見というのはまたまとめて述べることにもなっていますから。

○大庭委員 委員会では意見を言わないから、本会議場で壇上で言うということでしょう。予算委員会も決算委員会も意見は言わないで態度だけ、賛成か反対かは言うけれども、意見はその場で言わない、そのかわり本会議場で言うという話じゃないですか。だから、我々はあそこであえて委員長報告で意見はないわけですよ。質疑報告があったのと、最終決をどう、賛成か反対かということだけ言って、各会派の意見を委員長は述べなくて、それで各会派がじかに述べているという形ですよ。それと同じことをやれば、委員会の中で理由は言わないけれども、反対か賛成と言って、意見は各会派が本会議場で言う形にしるということですか。

○桜井委員 議場で会派でのまとめた意見をしっかりと行っていくことがまず大事だと思います。委員長報告では足りないところもありますので、通した会派の意見というのを言っていったほうがいいかなと私は思ったので提案しました。

○大庭委員 それはどうなんだろうな。

○羽田委員 時間の無駄……。

○大庭委員 無駄じゃなくて、賛成のポイントがずれていたり、反対のポイントがどんどんずれていっちゃって変わったらどうするの。

○山内座長 委員長報告を足らないとか違うとかと言ってきたら、もうばらばらだぜ。委員長報告そのものがおかしくなっちゃうし、各会派が委員会室の中で意見を述べていて、それが述べ足らないというんだったら、それは怠慢だよ。今単純にそう思ったよ。

○高橋委員　そこまで言ったらちょっと。

○山内座長　だけれども、そう思えちゃったからしょうがないじゃない。

○中里委員　ちょっと質問なんですけれども、今のやり方だと、委員会に委員を出していない会派は意見を述べて態度表明になりますよね。委員を出しているところのご遠慮くださいということになっていますよね。それを遠慮なくやってくださいということなのか、必ず全会派やりましょうということなのか、どういうことなんですか。

○桜井委員　私の考えでは全会派がやるということです。

○山口委員　定例会の全体の感想を言えばいいの、そういうあれじゃないんでしょう。

○桜井委員　違います。

○山口委員　だから、わからない。今回の定例会はこんなところがよかったとか、テーマとしてそういうことじゃないんでしょう。

○高久委員　でも、その辺は、例えば代表質問の中で意見として何か言うケースもあるだろうし、また委員会の中で代表の委員が発言として言うケースもあるので、必要だという会派もあるし、もう言い切ったという会派もあるから、必ずしも全部必要かなとは思わないんですけれども。

○あべ委員　だから、基本的には、うちの議会というのは会派主義をとっているから、委員会でも会派で意見を述べますよね。そうすると、その中での意見というのが本会議の中で報告をされて、それで採決に入るという形になるので、もう既に委員会で意見を述べているので、二重になるわけですよ。ただ、委員会での決議と本会議の決議は、これはまた違うんだということならば、委員会ではこういう結論になったけれども、本会議で心変わりする人がいるかもしれないという期待を込めて。

○高橋委員　そんなことはあるの。

○中村委員　とんだところに火の粉が飛びましたね。

○あべ委員　一縷の望みをかけながら、それぞれが意見を述べてということはあるのかなと思いますけれども、それはあくまで議会内のコンセンサスでそれを認めようということなのか、それは蛇足になるという考え方なのか、これはどっちがいいかということとは皆さんでしんしゃくせざるを得ない話でしょうね。議会は極めて民主主義を合理的に決着していくことが基本でしょうから、いかに合理的に結論を導き出していくかというその方法論の中で、かえって何か混乱するようなものをつけ加えることはどうなのかなと思う部分はありますね。

○大庭委員 結構重要な核心的な部分に入ってきたような感じがするんだけど、あえて前回の公明さんの動きのことについて、僕はあれこそ議論の成果ということが含まれているんじゃないかな。議論というのは、今は各会派で議案について賛成か反対かということで、会派の1人から16名という合議の中で賛成なり反対なりというのを決めるじゃないですか。だけれども、我々は16名の方でも16名以外の人の意見を全然無視するというか、要するに自分たちはこう決めたよというのを持ち寄って委員会に臨むじゃないですか。最初から反対、賛成を決めていくじゃないですか。でも、本来、議会というところは、他会派の意見を聞きながら、そこで議論をしながら、それはそうなの、こうなの、ああなのと言って、新たに16名以外の人たちも、そういう考え方があったのかとか、そういう情報があったのかということとをそこで初めて聞いて、それが本当なのかうそなのかみたいな話とか、または1人会派の人がこういうふうに言って、そういう考え方もあるのかということで、50人の考え方をに入れて、それで最終的にどうするかというふうに結論するのが本来の議会の機能のイメージじゃないかなと思ったりもするわけですよ。今はタコつぼ方式で、要するにタコつぼの中で賛成か反対かと決めて、決め打ちでここに出てきて、よそが何か言っても、どうかななんて思いつつも決めちゃって、もう1回戻って議論するわけにもいかないみたいなところがあるのが本当にいいのかどうかというところは、僕は今議会に求められている本質的な問題なのかなという気はしますよ。

だから、あえて言ったのは、要するに委員会というのは決めていく、初めて他会派の考え方とか意見を聞く、それを聞いて、ああ、そっちもいいかもしれないよねともう1回再協議、こういう意見が出たよと。例えば自分の会派の中で、他会派はこういう意見とこういう考え方を示していたよ、これっていいのかね、悪いのかねということとを1度も議論せずに、もう決めて行っちゃおうと。それで本会議場もそれで行っちゃおうわけですよ。でも、それって、自分たちの主張はいいと。主張はいいけれども、他会派の意見を参考にするなり、他会派の考え方に耳を傾ける議会のありようはどこにいつているのかなという感じがするんです。僕ははっきり言って、今の議会って、今までのかもしれないけれども、この会派制の問題とも絡んでくるんですが、これは本当に全員、50人のいろんな人が集めてきた情報とか考え方を本当にそこで合理的に判断している議会になっているかどうかというのは、今の議論と合致するかどうかかわからないけれども、ちょっと関連で、僕はそこは本質的な問題につながっていくかなという気はします。

○あべ委員 今の大庭委員の話につけ加えると、そもそも何で委員会で採決をして、また

本会議で採決をするのかということの2回採決をとる意味、本質というのは、やはり形式論ではなくて、もしかすると本会議でひっくり返る可能性があるということを残している部分があるのかなとは思うんですね。ですから、委員会の中では会派の意見としてはいろいろ出たけれども、本会議までの間に、それはいろんな状況等の判断、また区民の意見等も聞きながら、もしかすると判断が変わる可能性もあるという中で、本会議で改めて意見を述べるということもなくはないのかなと思うんです。ただ、それが極めて合理的なのかどうかということは、それぞれの議員の皆さんがそれをどう考えるのかということだと思いますけれども、決してなしということではないのかなと思います。

○下山委員 いろいろなご意見が出ていますけれども、私たち16人というのは、それぞれ1人1人のいろいろな意見を尊重して、課題とか陳情の問題についても本当に一生懸命検討しているということだけはわかっていただかないと、これはこう決まったんだからこうしなさいと、皆さんに言っているようなことは1度もないですし、私たちは本当にまとめるということじゃなくて、まとまるように議論を尽くして結論を出しているわけですから、その点はしっかり言っていかないとまずいので、言っておきます。それは大変な努力をしてやっているわけです。

○羽田委員 大庭委員の話は少しおもしろいんですね。要するに委員会討論のあり方みたいなことも、ある意味では対面式にしたりして、この10年間ぐらいで変えてきたわけじゃないですか。ですから、そういう意味では、ほかの委員の話聞いていて、うちの会派の意見はちょっと違うんじゃないかみたいな、そういうことを思うというのは多分あるのではないかなと私も思うんですよ。だから、そういうことを考えると、意見を言える場みたいなことを保障していくことも大事なんじゃないかなと。私どもが提案したのとはちょっと違うかもしれないけれども、そういうふうにも思いましたね。

○大庭委員 だから、その解決方法の1つは、要するに意見を言って、委員会採決の前に一たん休憩して時間を与えると。そうして、最終的な判断をもう1回、他会派の意見も聞きながら、それをどうした上で、最終的にうちの会派はどうするということ。事実上、大きな会派がいるから、全員協議会みたいなのを開かなくちゃいけないから、1日置くようになるんだろうと思うけれども、そこで1日置くことによって、全体の判断。要するに他会派の動向とか意見にも耳を傾けながらの判断がとれるようになるんだというのは、うちらではかなり議論した中の1つの方法として、あれはすぐ採決しちゃうというのは、他会派の意見を聞きながらも、自分たちの主張どおりで手を挙げちゃうということが、そ

こにちょっと時間を置かせることがあればいいのかなというのは、うちの会派の議論ではありました。

○山内座長 予算、決算で、大庭委員のところのご意見をいただいて、少し時間を置くということもできているみたいだし、これは議会全体にかかわってくる、本当に根幹にかかわってくるお話だなと改めて感じました。これも皆さん方で各会派へ帰ってもう少しお話ししていただく課題だなと思っていますし、世田谷の議会がこれを全部入れていっちゃったら、とてつもなく変わってしまうということも考えられるので。

○大庭委員 変わってもいいじゃない。

○山内座長 それはそうだよ。いろいろ調査したり、皆さんで勉強していききたい議題だなと思います。事務局から1人会派の人にもこの議論をきちっと伝えてください。また、会派内で議論していただきたいと思います。

次に、交渉団体についての協議に入ります。

それでは、提案理由の説明を共産党の中里委員からお願いします。

○中里委員 これはそのまま読んだとおりですけれども、今、世田谷区議会では交渉会派は4人以上の会派と取り決められています、実態として3人以上を会派、交渉団体として認めるということがこの間ずうっと行われてきました。私も初当選したときは3人の会派だったんですが、交渉会派というふうに認めていただきました。こうした経過なんかを見ても、実態に合わせて、もはやこの4人という規定を3人に変えてもいいんじゃないかという提案を議運の理事会でもしてきたんですけれども、それは議研のほうで検討しようということになりましたので、こちらにということです。

○あべ委員 中里委員に逆に質問なんですけれども、今言われた理由だけが理由なんですか。3人の3という理由は何なんですか。議会の中で3人を交渉会派に認めましょうと。たまたまそのほうがそのときの議会の運営上合理的だから、3人を認めたということがその根拠であって、今後、未来永劫、3というのが交渉会派だということの理由にはならないと私は思うんですが、合理的な根拠は何ですか。

○中里委員 我々がこれを提案してきたのは、そもそも交渉会派で問題になってくるのが議運の構成であったり、さまざまな議会の中での取り決めをするときなどに問題になってきていて、少数会派がそういった話し合いの中になかなか入れない状態というのがこれまでであった。この間の議会の構成を見ても1人会派がふえてきたりということで、議会全体の構成と交渉団体の構成にずれが出てきている中で、全体の意見をいかに酌み上げるか

という方向で、我々はこれを3で終わりというふうに考えているわけではなくて、1人会派まで全部やるかどうかという、またいろんな議論もありますけれども、いろんな方法をこれから考えていけるだろう、議論があるだろうと。ただ、現状で提案するというのでいえば、3は事実上そういう状態になっているわけだから、最低ここは認めたらどうかという提案を理事会の中でしたわけです。

○大庭委員 僕も理事会の中では、もう3人というのを、今、現状4人になっているわけですよね。これは4人になっているんですけども、これはもう20数年前から3人の会派というのは認められていたわけです。それはまだ政党がはっきりしている、政党で社会党がたしか3名になったときにどうするかという議論があって、そのときはいわゆるオール与党的なところがあったのかもしれませんが、要するに政党の会派だから、3名になっても交渉会派として認めていこうということがあって、それ以降、3名の会派については幹事長会で決めるみたいな話になっていたんです。その当時、3名、社会党は既成政党だったということで認められたということもあったんですが、そのときは議員の定数が55だったわけですよね。55で、規則的には4名で、でも、事実上3名の会派が認められているのに対して、55名の1割、55名から50名に議員定数が減っているわけですから、当然1人の議員の重さというのもふえているわけです。そうすると、当然もう3名を別格扱いというか、特別扱いで3名を認めるということよりも、数の比率からいっても、4名が規則で認められているように、3名を規則でかつちり認めたほうが定数の配分から考えても当然至極ではないのかしらということで、もう現状の3名でやっていったほうがすっきりしていいんじゃないかということで言いました。

○下山委員 逆に事務局にちょっと伺いたいんですが、今、3というのが出ましたけれども、その4というのは何か1つのあれがあるんですか。

○星区議会事務局次長 4と定めた明確な根拠はございません。ただ、議員提出議案の中の機関意思決定、議会の内部の決定をする場合には4人という数字が出てきます。提案権が4人だということです。さらにさかのぼりますと、常任委員会が4つの時代がございました。それは昭和40年半ばの時代です。ですから、そのようなことを踏まえた形での4ではないだろうかという推測でございます。

○あべ委員 僕は4というのは、先ほど事務局のほうからお話があったように、いわゆる議案の提出権が4人ということですから、極めて4という根拠はあると思うんですね。国連じゃないんですけども、抑止力の1つとして、うちは議案を出せるよというのは交渉

の1つの交渉会派としての権限になってくるのかなということですよ。そうすると、その3というのは、今までの経緯からいってこうだということがかっちり決めてしまうには、根拠としてその数字がいま一つ足りないのかなという気はいたします。もちろん時代がいろいろ流れているから、会派主義そのものを見直してという考えもありますけれども、現状の会派主義で考えるのであれば、それをわざわざ3に下げる必要はないような気がいたします。1人会派も全部交渉会派に認めていただけるといっているのであれば、いいんじゃないですかという話ですけれども、そこまではどうしても一足飛びにはいかないでしょうから、現状維持で、今まで3でも認めてきたという経緯がありますから、今後は前例に従って3でも認めないということではないでしょうから、何もそれを3まで下げる必要性はないのかなと僕は思います。

○高橋委員 これは一番最初の会派構成から見た発言時間の見直しと何か似ているような感じがするんですけども、そもそも会派って何だと。それで、会派主義と言われますけれども、会派ってどういうものなのかということをもうちよつと掘り下げなきゃいけないような気がします。地方の議会とか、よく行政視察で行ったときの議会の掲示板とかを見ると大体会派ごとになっていますよね。無所属が多いと、さっき、あべ委員が言っていたけれども、最終的には会派主義をとっている。1人で入ってきても、みんな会派として議会の中でやっているということを含めると、その会派という意味が非常に重要になってくるのがやっぱり議会の形なんだろうと思うんですね。

そういう中で、交渉会派と非交渉会派の分けをどういうふうにしているというのも、これはやっぱり議会の生命線でもあると思うので、これはもうちよつときちつと研究しないといけないんじゃないかなと思うんです。だから、4なのか、5なのか、3なのかという数字よりも、その会派自身、会派ということ、会派主義というものを議会の中でどう位置づけるかということも含めて掘り下げたいという気がします。

○大庭委員 議会運営上の、例えば交渉会派から理事を出すとか、交渉会派で理事会が構成されているとか、そっちの方面から考えてみると、仮に先々、例えば大会派というのが16名いて、次が10名ぐらいて、あとはもう2人以下で、1人会派がばあつとなつていっちゃうと、これは算数の話だけれども、要するに理事会とかそういうのがうまくいかなくなるというのがありますよね。つまり、理事会で決めても、そこに参加していない議員のほうが多いので、それがどういうふうに出るのかというのがわからないと、議会の進め方の予測が立たないというのがありますよね。だから、そういうことを考えて、要するに議

会運営の方面からも考える必要があるんじゃないかなと。もちろん代表質問の権利とかなんとかってあるんだらうけれども、じゃ、理事会とか議会運営委員会の構成、例えば過半数に満たないような構成で議会運営委員会があって、その他は全部オブザーバーという形でやっていったら、結局全員で協議するしかないわけだから、これは議会運営というのはなかなかいきませんよね。

○山口委員 全部、全員協議会にしちゃえばいいんだ。

○大庭委員 だから、そうなってくると、相対的に何名を入れるか入れないかというのは、少なくとも過半数以上入れないことには成り立っていかないと。その場合、過半数以上のときに、2人会派でも入れなくちゃいけないよねとかという話がだんだん出てくる可能性だって、これは場合によってはありますよね。

○山内座長 その辺については、桜井委員か羽田委員、何かご意見はありますか。

○羽田委員 基本的には、交渉会派を何で4人にしてきたのかというのはあると思うんです。さっき社会党というのが出ていまして、私は外にいましたけれども、記憶にあるような気がしますよね。交渉会派、考えてみると、要するに会派制ということなんですかね。だから、3人以上にするのか、4人以上にするのか、それは人数の問題で言うと、よくわからないですよ。ただ、現実的にはほかの議会なんかで2人以上というのはありますよね。2人以上でも会派を認めるという、それはどこかで見たことがあります。今の大庭委員の話じゃないけれども、要するに人数合わせで会派を構成するなんていうことはそう簡単にはいかないわけですから、そういうふうにと考えると、党派で別々な人数になっているということは十分考えられますよね。だから、基本的に会派構成みたいなことから考えざるを得ないのかなというところですか、今のところは余り見解がないですね。

○桜井委員 これは本当に根拠は何ですかという話でも、明確にはわかりませんが、こうではないかという憶測でしかないということでもわかると思うんです。高橋委員もおっしゃいましたけれども、会派って何なのという掘り下げがなくて、だから、議会の中で会派を組んでいろんな意見を言ったり、交渉したりしていくことなのかとか、本当に根本的なところになると思います。

小さい地方議会で会派制を取っ払っちゃったところって何か話に聞いたことがあるんですよ。栗山町だったかな、議会基本条例を持っているところだったと思うんですが、会派制をとりましたというところがあって、会派制をすごくがっちりしているところもあれば、議会運営のことを考えて取っ払ってしまったところもあると。いろんなパターンがあ

るので、これも最初の議論になってしまうかもしれませんが、議会の構成というかあり方を考えて、構成の仕方はどういうものが本当は必要なんだろうということを考えないと、人数でどうだということが現時点では言えないかなと思います。

だから、3人というのは運用の中で認めましょうということになっていますし、オブザーバーという形ではありますが、今回は非交渉会派からも理事会に参加していくということを私たちの中でルールとして改めて決めたわけですね。だから、過半数以上、大会派が2つぐらいで、あと少ない人数になってしまったときに、理事会が成り立たないんじゃないかということが意見で出ましたけれども、私たちはそういう状態じゃなくても、非交渉会派の中から出しましょうというルールを変えたわけだから、なぜそうしたのかということも含めて、高橋委員もおっしゃったように少し根本的な議論をしたほうがいいかな、それぐらい難しいと思います。人数をいじるということではおさまらないかなと。

○山内座長 では、この件も事務局から1人会派にちゃんと伝えてくださいね。それから、各会派に帰ってお話ししていただければと思います。

それでは、最後、夜間、休日議会の試行実施についての協議に入ります。

それでは、趣旨を、減税のあべ委員から説明をお願いします。

○あべ委員 夜間、休日議会というのは、久しく議会でも、私が前に所属していた会派でもいろいろな要望としては出してきておりました。ただし、要望の内容としては、区民の皆さんが傍聴に来れるのはやっぱり休日であったり、夜間であったりのほうがいいんじゃないかということで意見として、要望として出されていたという経緯があったと私は記憶をしております。その後、議会の改革に対する要望等も今現在ふえてきている中で、今般の議会制度研究会自体も、これは議会に今所属している議員のための改革なのか、それとも、今後、議会にかかわるなり、議会に対していろんな意見を区民の皆さんがどういうふうに持たれるのかということに対する、開かれた議会をどういうふうにつくっていくかということでの議会制度研究会なのかということも掘り下げて考えていく必要があると思うんですね。

その上で、議会制度をどういうふうに変えていくかというところの一番根本的な考え方の1つとして、いかに議会人として新たな参入をしてこようという方を見出していくのかということも、我々既に議員になっている側からしても課せられている、議会を開かれた議会に変えていくということに対する、我々の1つの使命ではないかと思っています。

その上で、夜間、休日議会を実施していくということは、例えば、日ごろ生業を持って

いらっしゃる方が、議会に対して議員としての席を得て、議会の中で活躍していく場を広めていくことにもつながっていくのではないかと考えています。ある意味、我々議員になっている者からすれば既得権があって、今議員になっている人間じゃないと、なかなか議会に立候補、当選して活動していけないという状況のほうが既得権者にとっては大変ありがたい状況ではありますけれども、我々にとっては厳しいことではあります。いろいろな方が参入できるような議会制度の改革をしていくことは大事なことだと思っています。その上で、夜間、休日議会の試行実施ということをご提案させていただきました。ご協議をいただければと思います。

○中村委員 僕も夜間、休日議会って何か開かれたイメージがあっているのかなと思っていましたけれども、今おっしゃったように、サラリーマンというか、生業を持たれている方がやるとした場合は、その人はそれ以外に出られないんだから、基本、もう議会は夜間か休日しかできないことになりますよね。ということは、全部それにシフトするという感覚でいいですか、そうではないんですか。

○あべ委員 サラリーマンも有給休暇がございますし、サラリーマンは年間大体40日あるんですよ。それと、以前、議会で私は事務局に質問しまして、実質、議会の活動で出席をしなければならない公務日数は60数日だということですから、それに夜間、休日というのは年間ですると相当数の日数がありますので、可能なのかなというふうには感じます。

それから、ここで私が試行実施と言っているのは、今後のいろいろな議会のあり方も含めて、開催日時等も含めて今後の研究課題としていく上で、すべて移行しろといっても、すぐには無理でしょうから、1つ試行実施をしながら検討していただく。ただ頭の中で描いているだけでなく、経費等もかかるでしょうし、役人の皆さんがどういうふうの実施していくかということもシフトをしながら考えていただくという意味で、動機としては、区民の皆さんが傍聴に来れるようにということでも結構ですし、延長線にはもちろんそういう開かれた議会ということもあります。大分昔からこのことは言われているんですけども、なかなか踏み込んでこれなかったということですから、半年に1回ぐらい、とりあえず試行でやってみてもいいんじゃないかなと思っておりまして、提案をさせていただきました。

○中里委員 我々も議会の夜間とか休日とかに開くというのは、議員の出身がということよりも、区民に開かれた議会で傍聴しやすい状況をつくっていくという観点から、やるべきだということはいくらも言ってきたので、試しに行き、実際どうなるのかと

いうのをやりながら検証していくのは私はいいと思います。

○あべ委員　それで、つけ足しなんですけれども、私が提案した1つの理由としては、姉妹都市交流に関してはいろいろ意見を述べさせていただいておりますが、私、姉妹都市交流に参加させていただいて、例えばウィーン市であるとかヨーロッパのいろんな都市に行きましたときに、大体議会というのは役所が終わった後に、夕方から役所が終わった時間から議会を開催している。昼間は役所がやっているけれども、夜になると電気がついて議会を開催するんですよということを現地に行ってお聞きしてきたという経緯もありまして、そういうことがヨーロッパの地方議会でも可能であるならば、世田谷でもそういうことを試行的にやって、より開かれた議会ということを目指しながら試行実施するのもいいのではないかなと感じています。姉妹都市交流をしながら視察ということで、そういう役所とかも拝見させていただいた経緯もございますので、そういった経験をもとに、世田谷の議会の発展のために提案をさせていただいた次第であります。

○小松委員　開かれた議会という話だったんですけれども、聞くところによると、夜間とか休日議会とかやっていたら自治体もあると思うんです。余り人はふえないと聞いたことがあるんですけれども、実態はどんな感じなんですか。

○星区議会事務局次長　23区の例で申しますと、2つの区が夜間ではなく休日の議会を実施し、1つの区は平成12年から実施しております。もう1つは平成20年から実施したと聞いてございます。傍聴数については具体的に何名という数字はいただいていませんが、期待するほどないようなお話も耳にしております。

○高久委員　平日に来れない人が土日傍聴に来られるという点では、それはちょっとやってみる価値はあるのかもしれないんですけれども、今のお話を聞くと余り成果もないという話を聞くので。あと、例えば土日にとやるとなると、今度は職員の配置の問題とか、また省エネの問題とか、そういったものもなきにしもあらずかなと思うし、また会期を基本的にどういうふうに持っていくのかということも含めて考えなきゃいけないので、ですから、その辺も踏まえてちょっと検討していかなくちゃいけない材料だなと思っています。

○羽田委員　見える議会といいますか、そういうふうにして夜間とか休日に拡大をしていくというのは、それはそれで意味があるとは思いますが。ただ、例として出されているヨーロッパの話だとかあるんですけれども、議員の選出される方法とか、それから構成メンバーも多少違いますよね。例えばウィーン議会なんかは、いつも来る区長があそこに座ったりするわけですよね。そういう議会の方式をとっているわけでしょう。要するに代表

制といたしますかね。

○大庭委員 区長が議長だ。

○羽田委員 区長が入るわけですよ。だから、そういうのが全然違う。だから、日本のというか、世田谷の区議会みたいにほとんどが区議会議員として働いているわけじゃないですか。そういう状況はやっぱりちょっと違うということは1つは言えると思うんです。

あとは、これはなかなか難しいんですけれども、もちろんこういうことも1つだとは思いますが、ほかの質問制の問題だとかそういういろんなことをやって活性化していく、あるいは見える議会にしていくということなんではしょうけれども。

○大庭委員 議会基本条例。

○羽田委員 そうなんです。結果的にはそこに行かないと。

○大庭委員 この議会の休日なりの開催とかというのは、これは本会議を想定しているの。

○あべ委員 委員会でもいいんじゃないですか。

○大庭委員 本会議って、例のごとくそんなに傍聴する人、インターネット中継もやっているから、どれほどの人が見ているかわからないけれども、委員会での特に陳情の場合というのは、地元というか、地域の切実なることがあって、傍聴なんかも当然席に入れずに、隣の委員会室で音声傍聴するということがあった。僕なんか前から言っているけれども、これは委員会条例とかほかの条例を改正しなくちゃいけないんですが、やっぱりその地域の問題は5支所のところに行って、そこで委員会を開くぐらいの感じにすれば、もっと地域の人たちがいっぱい来るわけだし、その意味で、夕方7時からやるとか何かをすれば、地域の主婦の皆さんとかサラリーマンの方も、やっぱり自分たちの地域の問題がそこでどう話し合われて、自分たちの陳情がどういうふうな形でいくのかということにより関心を持つ。今度陳情を出したから来てよねといっても、一々ここまで来てねなんて誘うことはなかなか難しいけれども、一応5支所あたりのところまで出張って、例のあの問題が陳情に出ているのよとかとなれば、より多くの人に声もかけやすい。委員会室の設営をもうちょっと変えなくちゃいけないだろうけれども、そういうようなことをすれば、そういう意味での活性化につながると僕は思いました。

○高橋委員 夜間、休日というのは、区民に開かれたという意味もあるわけで、あべさんの理由のサラリーマンが兼業できるというのは、それはちょっと難しいんじゃないかなという気がするんだけど、聞こえ的にはいいと思うんですね。

- あべ委員 それは持論なものですから、一般論です。
- 高橋委員 そうね。ただ、昼間、暑いのを我慢しながら本会議を開いて、委員会を開いて、エアコンを切りながらやっているんだったら、ピークの時期を外して、もうちょっと節電効果も高い、ピークカットをやるというのは、今は中にはあるかなという感じなんです。
- 大庭委員 福祉は深夜になっちゃう。
- 高橋委員 朝まで帰れない。こういうのも含めて継続ですかね。
- 山内座長 そういうお話が出ましたけれども。
- 山口委員 1つだけ確認したいのは、実に夜間とか休日というのはいいのかもしれないですけども、それに対する費用対効果って、これを実施したとしたら、例えば管理職だって絶対時間外の手当が（「ない」と呼ぶ者あり）ないの。
- 小松委員 管理職はないです。
- 山口委員 そのかわり控えている係長クラスとか、そういう控え組にちょっと費用が出ちゃうかなということですか。
- あべ委員 出席説明員は大丈夫。
- 山口委員 出席説明員は大丈夫なのか。
- 星区議会事務局次長 基本的には、本会議なのか、委員会なのかによって規模も違ってくるとは思います。例えば本会議で夜間までやったことはあります。そのようなときには、管理職以外にも当然関係する係長級職員は残ることになります。残れば、当然ながら超過勤務手当、さらには光熱水費等の経費が当然プラスされるということだと思います。
- 山口委員 それでは、休日の夜なんていったらもっと倍増になっちゃうの。休日出勤手当も出ちゃうわけでしょう。
- 星区議会事務局次長 当然決められたものについてはすべて出るという形になりますから、休日給が出るということであれば、それも当然出すことになろうと思います。
- 山内座長 高橋委員からのお話もありましたので、申しわけないけれども、今回はここで閉めさせていただいて、本当にいいご意見が出たと思うんですよ。これをまた次につなげていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。先ほども言いましたように、事務局のほうで参加されていない会派の方にもこのご意見は伝えてください。また、各会派におきましてもお話し合いをしていただければありがたいかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日意見がまとまらなかった項目について、引き続き次回に協議をしていきたいと思っております。

それから、2資料配付についてですが、資料配付は「議会改革レポート」をつけております。引き続き各委員で勉強していただければありがたいかなと思います。また、次回の議研で議会基本条例に関する各会派の基本的な考えについて協議する時間を設けていきたいと考えていますので、議会基本条例について、各会派内での議論をした上でご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

その他何かありましたら。——ないようですので、次回の研究会は、前回、6月26日火曜日の10時を予定してご確認いただきましたが、6月26日火曜日の10時でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山内座長 できれば7月も決めておきたいと思うんですけども、いかがですか。

（日程調整）

○山内座長 では、とりあえず7月19日午前10時ということで予定を入れてください。でも、これは変わる可能性もありますので、一応19日ということで、よろしくお願いいたします。

以上で議会制度研究会を終了させていただきます。どうもいろいろありがとうございました。